

「事案 24-175」 転換契約無効請求

・平成 25 年 11 月 6 日 和解成立

<事案の概要>

契約転換によって医療保障がなくなること等について説明を受けていなかったことを理由に、契約転換の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 24 年 8 月、定期保険特約付終身保険の一部を利率変動型積立保険に契約転換したが、以下の理由により一部転換契約を無効として、転換前契約に戻してほしい。

- (1) 募集人に 1 日目から入院給付金が支払われる医療保険に変更したいと依頼していたのに、その意向が反映されない保険の提案が行われたため、医療保険に介護保険もついているものと思っていた。
- (2) 転換前契約にあった生活習慣病以外の医療保障がなくなること、転換後契約の保険料の他に、転換前契約の転換しなかった部分（存続部分）の保険料が発生するとは思わなかった。
- (3) 募集人から、本日中に契約しないと保険料が上がってしまう等の、契約を急がす言動があった。
- (4) 申込みをした際に、契約のしおりや約款、重要事項説明書等が渡されていない。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、申立人の医療保険に関する具体的な要望は聞いておらず、申立人の要望は、他社の保険も含めた総合見直しであった。
- (2) 転換前契約の存続部分の保険料については、提案書の付属資料を用いて十分に説明している。
- (3) 募集人が 7 月中の申込みを勧めたのは、8 月以降になると保険年齢が上がってしまい、保険料が高くなるからであり、同じ保障ならば保険料が安いほうがよいのは当然と考えたためであって、申込みを迫った事実はない。
- (4) 申立人が契約のしおり等を持ち帰らなかったのは、申立人は再度来店することとなっていたこと、申込手続後に別の予定があったこと等による申立人の意向によるものであり、再度来店した際には、契約のしおり等が入ったファイルを持ち帰ってもらっている。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人、募集人の事情聴取の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 34 条 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

1. 申立人の主張の法的整理

申立人は、契約転換の際、募集人から生活習慣病以外の医療保障がなくなることの説明や、契約転換後の保険料が転換後契約の保険料と転換前契約の存続部分の保険料の合計となる点等についての説明を受けていないために、生活習慣病以外の医療保障がなくなる点や保険料額について誤った認識のもと一部転換を申し込んだとして、錯誤（民法 95 条）による無

効の主張をしているものと判断する。

2. 以下のとおり、契約転換の際、申立人に錯誤があったことが認められることから、本件は和解によって解決することが妥当である。

(1) 申立人は、募集人から以下の説明を受けていたことが認められる。

① 申立人は、介護保険のプランを数種類提示されたと述べていることから、少なくとも提案書を用いての説明を受けたと推測できる。

② その提案書の概要図や保障内容の確認欄には、生活習慣病以外の病気やケガで入院給付金が出るとの記載はなく、募集人は提案書の内容に明確に反する説明をすることは通常考えられないので、入院1日目から入院給付金が出るとの説明をしたと認めることは困難である。

③ しかしながら、申込日の説明者は申込日以前にやり取りをしていた募集人とは別人の募集人であり、申立人が医療保障を入院1日目から給付金が支払われるものにしたいとの要望を伝えたのは当初の募集人に対してであって、申込日の募集人にはそのことが伝わっていなかったことが認められ、同募集人は生活習慣病以外の医療保障がなくなることについて申立人に十分に説明しなかった可能性が認められる。

④ 同募集人は提案書を用いて説明している以上、提案書の内容に沿って保険料の説明がなされたと推測されるが、提案書には契約転換後の毎月の合計払込保険料が比較的大きな字で記載されており、この記載に明確に反する説明をしたとは考えられない。

(2) 以下の事情を踏まえると、申立人は、転換後契約には医療保障がついていると錯誤していたことが認められる。

① 申立人は当初の募集人に対して医療保障について入院1日目から給付金が支払われるものにしたいとの意向を告げており、その意向が反映された保険が提案されると思っていたと推測される。

② 申込日の募集人は上記申立人の意向を認識しておらず、生活習慣病以外の医療保障がないことについて十分な説明がなされていなかったと考えられる。

③ 申立人は、手元に保険証券が到着し、医療保障が付加されていないことに気づいてすぐに保険会社のコールセンターに連絡していた経緯もある。

(3) 申立人は、転換前契約の内容を変えることについては理解していたことが認められ、また、申立人が説明を受けた提案書には、転換後契約に医療保障が付加されていることの記載がないことから、保険の内容を十分確認しないままに契約転換を申し込んだ申立人にも一定の過失があるが、保険会社の募集行為にも、問題点があり、当審査会に提出された証拠や事情聴取のみからは、申立人に重大な過失（民法95条ただし書き）があったことを認めることは困難である。